

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

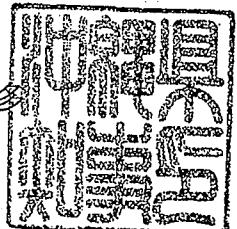
議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」については、異議ありません。

教総 10381 号  
平成24年2月7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 市町村立学校県費負担教職員の諸手当の認定事務については、都道府県教育委員会の権限であり、都道府県教育委員会の大多数が市町村教育委員会へ移譲している。
- (2) 権限移譲の効果としては、届出の受理から認定までの業務が一体的に行われ、諸手当の事務が迅速かつ効率的に処理されることとなる。
- (3) 今回の権限移譲については、学校事務の共同実施（複数の公立小中学校が共同で事務及び業務を処理することをいう。）を導入している市町村に対し行うもので、沖縄県教育委員会の権限の属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務について、市町村（宜野湾市ほか15市町村）が処理することとする必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) この条例の趣旨を定める。（第1条関係）
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとする。（第2条関係）
- (3) この条例は、平成24年8月1日から施行する。（附則第1項）
- (4) この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設ける。（附則第2項及び第3項）

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項

### 5 関係各課との調整状況

- (1) 財政課及び行政改革推進課と調整済

(2) 関係市町村と協議済

## 6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参考条文
- (2) その他参考となる資料

乙第 号議案

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	宜野湾市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 諾谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際第2条の表の左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。) 以後においてはそれぞれ右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては第2条の表の右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

平成24年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 理 由

沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務を迅速かつ効率的に行うため、同事務を市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。